

くらしの 情報

お知らせ

お布団ふっくらサービス

在宅で寝たきりの高齢者などが使用する寝具を、無料でクリーニングします。

対象者／65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な人

※衛生管理ができる家族などがある場合は該当しません

申請期限／11月28日(金)まで

利用料／無料

申込・役場いきいき長寿課高齢者支援係

☎ 286・3114

児童扶養手当を支給します

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立、児童の健全な成長のために支給されます。

受給資格／次の①～⑥のどれかに該当する児童を監護している父母、ま

たは、父母に代わってその児童を養育している人。

① 父母が婚姻関係を解消した児童

② 父か母が死亡した児童

③ 父か母に一定以上障害がある児童

④ 母が婚姻せず懐胎した児童

⑤ 父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

⑥ その他、遺棄や拘禁などで父か母に育てられていない児童など

※以下の場合には対象外▼児童を養育する父か母が事実上婚姻関係にある

▼児童が児童福祉施設に入所している

▼児童が里親に委託されている

▼父母、養育者、または児童が公的年

金を受給することができる

受給期間／児童が18歳(心身に障がいのある児童は20歳)になる年度末まで

支給月額(所得制限あり)

全部支給の場合 41,020円

一部支給の場合は所得に応じて

41,010円～9,680円

毒キノコで食中毒 食用と間違わないで!



ツキヨタケ

毒キノコを原因とした食中毒が、秋の行楽シーズンに全国で発生します。主な原因は、食用のキノコに形がよく似た毒キノコを誤って食べたことです。食べられるキノコと、毒キノコの判別は難しいので、確実に食用と判断できるとき以外は食べないようにしてください。



▲クサウラベニタケ ▼ニガクリタケ

☎ 御船保健所衛生環境課

☎ 282-0041

林業労働災害がない職場へ

10月1日から11月30日は林業労働災害防止キャンペーン期間です。

林業労働災害の多くは、基本を守らない伐倒や合図・退避の不徹底などが原因になっています。

このキャンペーンをきっかけに、作業の基本に返り、災害のない明るい職場づくりをしましょう。

☎ 上益城地域振興局 林務課

☎ 282・0142

幼児救急法の講習会

子育て中の親を対象に、幼児救急法の講習会を行います。AEDの実技訓練も行います。参加は無料です。

日時／11月20日(木)

午前10時30分～11時30分

「益城三十三ヶ所めぐり」の地図が完成!

広報ましき9月号でご紹介しました「益城三十三ヶ所めぐり」の地図が完成しました。

健康増進はもちろんのこと、益城町の歴史や文化にふれることができます。

役場生涯学習課窓口で無料配布します。

配布開始／11月17日(月)

☎ 役場生涯学習課 ☎ 286-3337

